

第3次相生市子ども読書活動推進計画（案）の意見募集について

「第3次相生市子ども読書活動推進計画（案）」について、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）により、皆様のご意見を募集いたします。

この推進計画（案）は、市のホームページ、公文書公開コーナー及び相生市立図書館にて閲覧できます。

また、ご希望により相生市立図書館にて写しをお渡しいたします。

意見提出ができる方

- ・相生市に住所、事務所又は事業所のある方
- ・相生市に通勤、通学されている方
- ・相生市に納税義務のある方
- ・この推進計画に利害関係がある方

意見の提出期限

平成26年10月21日（火）から11月20日（木）まで

郵送の場合は、当日消印有効

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

（1）郵送

「宛先」 〒678-0053

相生市那波南本町11番1号 相生市立図書館

（2）ファクシミリ

「宛先」 0791-22-7164

相生市立図書館

（3）電子メール

「宛先」 e-mail info@aioi-city-lib.com

※ 氏名及び住所を忘れず明記してください。

その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

教育委員会生涯学習課図書館管理係

TEL 0791-23-5151

第3次相生市子ども読書活動推進計画（案）の概要について

1 推進計画見直し

平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成17年12月に「相生市子ども読書活動推進計画」を策定。5年経過後、平成22年3月に策定された「第2次相生市子ども読書活動推進計画」についても5年が経過するため、新たに見直しをしようとするものです。

なお、策定にあたっては、学校関係者及び有識者で構成する「相生市子ども読書活動推進計画策定委員会」のご意見をいただき、内容の整備をはかったものです。

2 推進計画の概要

インターネット、電子メディアなどの急速な普及により読書離れ、活字離れが懸念されています。そのような中で、子どもが自主的に本を手に取り、読書活動の習慣を定着させることを目標としています。

3 意見募集の対象とするもの

別紙の「第3次相生市子ども読書活動推進計画（案）」

4 参考法令等

- ① 子どもの読書活動の推進に関する法律（国）
- ② 相生市立図書館条例及び施行規則（市）